\bigcirc の 応 標 に は、これであるも 記 改次農 めの 林 部 分 表 中 これを加える。
な正前欄及びれるのを掲げていた。
な正前欄及びれる。 央 0 改正前間 自 己 は当 ない 資 正欄 本 も該 後にの Oのは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改元が象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改元機に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改立を実の状況等についての開示事項(平成十九年金融) 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていに掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこ した規定 正 庁 ↑闌ニ・・レ・・ト・・・| |前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれ7≠㎏(以下「対象規定」という。)は、 後欄には 農林水産 掲げ る規定の傍線を付 省告示第六号) した部 分 ないも れに対 の

0 よう

注 令和三年三月三十一日 公 表 \mathcal{O} 改 正 案 適 用 後 \mathcal{O} Ł *O*

概要	六の二 CVAリスクに関する次に掲げる事項	[四~六 略] 掲げる事項	<u>六号の二</u> のリスクに該当するものを除く。) に関する次に	三 信用リスク (第五号に規定するもの並びに第六号及び第	[一・二 略]	掲げる事項に限る。)とする。	資本比率を算出する場合にあっては、第十号及び第十一号に	3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項(連結自己	2 [略]	第二条 [略]	事項)	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示	改正後
	[号を加える。]	[四~六 同上]	に該当するものを除く。)に関する次に掲げる事項	三 信用リスク(第五号に規定するもの及び第六号のリスク	[一・二 同上]			3 [同上]	2 [同上]	第二条 [同上]	事項)	(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示	改正前

4 5 7 \mathcal{O} 規定は、 第一 掲 するも び 口 がげる事 第六号 イ〜ニ 信 ((1) は、 (2)的 制 略 S の概 用 連 項 な 九 部ポのめ 与 C C V 次に 略 \mathcal{O} IJ 結 \mathcal{O} 署] 状 \mathcal{O} \mathcal{O} C 有 Α 及び次日 の関与は 自己資 定量 い況を示り 経営管 仕組み 適 用 略」 項 V A に関 効 \mathcal{O} ス 要 <u>ー</u>の · A に 関 · 掲 げ ク 性 Ċ \widehat{C} IJ を監 ス 的 (前 を含む 号 IJ る 本 状モ す 理 V ク な な Α スクに 書類の はするリ 事を採 況 デ 体 するリスク管理 視 に 項 い比 開 Α \mathcal{O} 第五 率を を含 する リス ル 制 規 示 定 の概 検 事 用 性 号に 算 するものを除く。)に関する次該当するもの並びにリスクに該 ク 項 む証作 ス L た 及 出する場合にあっては、このは、次に掲げる事項とする。 要 めの 部 成 ク た場合の び ®の態勢を含む のヘッジ方針A に関す 及び 署 規定するも 管 \widehat{C} \mathcal{O} 理 報 V 関 体 体 農林中 与 告 Α 制 制 一状況、江に関す 関するリスク管 が \mathcal{O} *O* む及び 有 概 す 並 効 要 央 るリ 同 С に 金 \mathcal{U} 項第 に内 ツ V 機 理 庫 スク管 ジ Α 能 事 に 六 部 工 す 等 \mathcal{O} あ 監ク管る 号 継 理 \mathcal{O} 0 \mathcal{O} 当 及 項た 続 体 て 4 5 5 7 に リスクに 七 イ〜 5 関する次 同 信 上 司 九 用 上 IJ 同 Ŀ 該 ス 同 ク (前 当 同 12 上 Tする: 掲げ 上 る も項 事項の及び 第五号に規定 次号に に規定するもの、同所 を除く。 項第六号